

医政発 0514 第 1 号
令和 3 年 5 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

歯科医師臨床研修費補助事業については、「歯科医師臨床研修費補助事業の実施について」（平成 18 年 7 月 3 日付け医政発第 0703012 号厚生労働省医政局長通知）の別紙「歯科医師臨床研修費補助金事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管内の医療機関、関係団体等に対しては、貴職からこの旨通知されたい。